

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

英国、「核のない世界」はどこへ？

「戦略防衛・安全保障見直し」発表 財政危機のため戦略核原潜の艦齢延長

10月19日、英国連立政権は、「不確定な時代における英国の安全」と題した戦略防衛・安全保障見直しを発表した。この中で、英国は新しい脅威に対抗するための「適応性のある態勢」の構築を打ち出した。すでに米国などで繰り返されてきた新味のない考え方である。その中で核兵器の役割は低減し、核弾頭や運搬手段の数の縮小を打ち出している。しかし、その論理の中には核兵器ゼロへの意思も道筋も見えない。

適応戦略の中の核兵器

英国では5月12日に保守党と自由民主党との連立政権が誕生し、キャメロン保守党党首が首相となった。10月19日、新連立政権は「不確定な時代における英国の安全——戦略防衛、及び安全保障の見直し」(以下新SDR)¹と題する新しい国防・安全保障戦略文書を発表した。これは、英政府としては初めて国防、安全保障、情報、回復力、開発、外交などすべての分野にわたる能力を再検討したものである。

新SDRは、「適応性のある態勢」と要約される戦略的政策フレームの構築を目指している。その第1の優先課題は「5年以内の優先度が最も高いリスクへの対応」であるとして、国際テロ、サイバー攻撃、自然災害、国際的な軍事危機の防止などを掲げた。第2の課題として「可能性は低いが、大きな影響をもたらすリスクへの対応」として、国家による大規模な軍事攻撃をあげ、これへの対応として核抑止力の保持や同盟国との協力関係の保持が挙げられている。第3の課題は不確実さをましている長期的なリスクへの対応である。

このように、安全保障戦略における核兵器の位置づけは低い。そして、現在、英国に対して核による攻撃の意志を持つ国は存在しないとしつつも、「再び出現する可能性を排除できない」とし、「最小限の効果的な核抑止力が必要である」というのである。このような論理で「核兵器のない世界」の実現が可能なのだろうか。

英国の核兵器削減の経過

新SDRは6章からなるが、資料(2~3ページ)として核軍縮に関わる第3章「抑止力」の全訳を示す。まず新SDRにおける

核兵器削減の背景となる98年の戦略的国防見直し(SDR)²、2006年の「英国の核抑止の将来」と題する白書³などからの経緯を見ておく。98年のSDRの主な提言は以下であった。

- 唯一トライデントのみを核兵器システムとして維持する(1本柱の核)
- 4隻のトライデント弾道ミサイル原潜を保持する。
- 作戦配備核弾頭の上限を300発から200発にする。
- 96発以下のパトロール態勢から、48発のミサイルを装備した原潜1隻の常時パトロール態勢に低下させる。
- 発射命令から発射まで数日(冷戦時代は数分)を要するように警戒態勢に緩和する。

2006年12月、英政府は白書「英国の核抑止力の将来」を発表し、2007年3月、議会在これを承認した⁴。従来の配備態勢の維持を前提に以下が提言された。

今号の内容

「核兵器ゼロ」を無視する英国

<資料>新「戦略見直し」(部分訳)

ロシア元高官の核軍縮提言

<資料>提言全訳

【寄稿】武器貿易条約—経緯と課題

夏木 碧

【連載】被爆地の一角から(51)

核兵器禁止条約へのアプローチ 土山秀夫

1月1日号は休みます。次号は1月15日合併号です。

- 既存原潜の艦齢を2025年ころまで延ばす。その後、次世代型原潜を導入する。
- 作戦配備の弾頭数は200発以下から160発以下に削減する。

さらに2010年5月、新政権は、透明性を高めるとして、議会に核弾頭総数は225発を超えない、作戦可能な核弾頭を最大160発以下にすると報告した⁵。

新SDRは経費削減策で核削減

新SDRを一貫して支配している論理は「対費用効果」の論理である。前文は冒頭において、政権が経済を回復させる使命を負っているとし、「国防予算のバランスを回復することが、いかにして負債と格闘しながら国家の安全を守るかの致命的な部分をなしている」と力説した。

その結果、新SDRは、06年「白書」のトライデント更新計画を対費用効果の観点から検討し、計画の先送りや変更をすることによって、全体費用は2006年予想の200億ポンド(2006年価値)内に収まると結論づけた。その主な中味は次の通りである。

- 現核弾頭は代替努力なしに2030年代後半まで使用できる。
- 現在のバンガード級原潜の艦齢を延長し、代替原潜の建造計画を見直す。
- 最小限の抑止力には各原潜の核弾頭数を48発から40発に削減できる。
- 作戦可能な弾頭数を160発以下から120発以下に削減できる。
- 戦略原潜搭載の核ミサイルの数を12基から8基以下に削減できる。
- 2020年代半ばまでに核弾頭備蓄全体を225発以下から180発以下に削減できる。
- 今年後半、新型原潜の詳細設計を始め、その結果は「継続的海上抑止」の維持に必要な隻数(4隻か3隻か)の判断材料となる。

上記の数量的な変化を表にまとめた。

【表】英国の核戦力削減目標

		現在の目標	新SDR計画*
核弾頭	備蓄総数	225以下	180以下
	作戦配備	160以下	120以下
	作戦外貯蔵	65	60
戦略原潜1隻の最大核弾頭数		48	40
戦略原潜搭載発射管(基)		12	8
戦略原潜(隻数)		4	3~4

*2020年代半ば頃の目標

【資料】不確定な時代における英国の安全：戦略防衛・安全保障見直し(抜粋)

2010年10月

第三章 抑止力

3.1 「国家安全保障任務・計画ガイドライン」は、極限的な脅威を抑止する究極の手段として、最小限の効果的な核抑止力が必要であると述べている。「戦略防衛・安全保障見直し」と並行して、我々は核に関する宣言的政策の見直しを行い、我々の核兵器能力規模のさらなる削減の可能性を含め、

対費用効果を確保すべくトライデント更新について精査を行った。以下がその結論である。

戦略的文脈

3.2 現在、いかなる国も、英国の独立ないし主権を脅かすような意図も能力も有していない。しかし我々は、英国に対する大規模かつ直接的な核による威嚇が再び出現する可能性を排除できない。核能力の使用あるいは使用の威嚇に関する一国の意図は比較的早急に変化する。我々は相互信頼や安全保障の強化に向けて国際的な

努力を続けてゆくが、一方で、我々を重大な危機に陥れるような国際安全保障環境の大きな変化が起こる可能性を排除することは不可能である。

3.3 過去40年以上にわたって核能力を有する国家の数を制限してきた核不拡散条約(NPT)の成功にもかかわらず、大量の保有核兵器が今でも存在し、核不拡散の危険は継続している。核武装国家の数が増大する可能性を我々は無視できない。同様に、将来においていくつかの核テロ支援国家が登場する危険も存在している。それらの

英仏の軍事・核協力


新SDRは、最優先すべき現在のリスクに対応し、かつ財政危機を改善するために、軍事力の再構成を行っている。ドイツに重戦車を配備したり、配備サイクルの少ない高価な軍艦に縛られている現実からのスクラップ・アンド・ビルドである。ここでも方向性はオバマ政権と相似点が多い。陸軍を旅団規模の機動性の高いものを目指す。戦場ヘリコプターを増強する。2隻の大型空母を建設し、トマホークを装備した攻撃型原子力潜水艦を建造する。

このように現在のリスクに対応し、かつ財政改善をするための軍編成のもう一つの原理は米軍、仏軍との相互運用性の強化を目指すことである。新SDRはとりわけフランスを名指しして「フランスなど重要な同盟国と協働し、かつ必要ならば適切な公的な保証に基づいて、軍事能力、技術、計画をより多く共有し、より特殊部門化の可能性を追求する」方針を求めている。この中で、「公的な保証に基づく」「特殊部門化」という言葉に注目したい。

これらの言葉の通り、11月2日、英仏首脳は、核兵器維持に関する協力、及び空母の共同運用など軍事協力に関する条約に署名した⁶。核に関する内容の柱は、両国の核弾頭の安全性や信頼性を確保するため、仏国のバルデュック(Valduc)と英国のオルダーマストーンに共同施設を作り、相互に補完し合うというものである⁷。

核兵器ゼロへの論理の不在

新SDRで、英国は、2020年代半ばまで、備蓄核弾頭180発以下、作戦配備120発以下を保有し、2028年に最初の新型原潜を完成させることを目標に掲げた。これは、現在より2割ほど目標を低くしたことになる。その意味で、核兵器の役割を限定的にし、弾頭数を削減する意思を示した。しかし、核ゼロへの論理も道筋もまったく見えない。それどころか、「確率は低いが、大きな影響をもたらすリスクへの対応」という論理による核抑止力の維持は、核兵器が永久に必要であるという論理に等しい。

このような論理を打破する市民社会の攻勢が必要である。(湯浅一郎、梅林宏道) 

注

- 1 www.direct.gov.uk/prod_consum_dg/groups/dg_digitalassets/@dg/@en/documents/digitalasset/dg_191634.pdf
- 2 本誌第73-74号(98年8月1日)に解説。
- 3 本誌第270号(06年12月15日)に解説。
- 4 本誌第278号(07年4月15日)に解説。
- 5 www.fco.gov.uk/en/news/latest-news/?view=News&id=22285726
- 6 www.number10.gov.uk/news/speeches-and-transcripts/2010/11/uk-france-sum
- 7 www.number10.gov.uk/news/statements-and-articles/2010/11/uk%E2%80%93france-summit-2010-declaration-on-defence-and-security-cooperation-56519

国々が我々の国家安全保障を脅かし、地域的・世界的な安全の維持に向けた我々や国際社会の活動を妨害するような行為をとることを許してはならない。

3.4 英国の核抑止力がNATOを通じて欧州・大西洋地域の集団的安全保障を支えているとの認識もまた重要である。核抑止力はNATOの戦略全体の重要な一部を担っており、英国の核戦力はそれに実質的に貢献している。

核兵器政策

3.5 今議会の冒頭において外相は、核に関する宣言的政策を、2010年及びそれ以降の政治・安全保障の文脈に照らして適切なものとすべく見直すことを宣言した。英国は長年にわたり、NATO同盟国の防衛を含め、自衛の極限状況においてのみ自国の核兵器の使用を検討するという姿勢を明確にしてきた。また、何時、どのように、いかなる規模で核兵器の使用を検討するかについての詳細に関しては、意図的に曖昧さを継続している。

3.6 責任ある核兵器国、そしてNPT加盟国として、英国は「核兵器のない世界」という長期目標を引き続き誓約する。英国は拡散を抑制し、多国間軍縮を前進させるための努力を継続してゆく。また、英国は核兵器国と非核兵器国のあいだの信頼を構築し、核保有国がそれらの放棄を可能とみなすような、いっそう安全で安定した世界に向けて効果的な措置を講じてゆく。

3.7 英国は現在、NPT加盟の非核兵器国に対して核兵器の使用あるいは使用の威嚇を行わないという保証を供与している。こうした保証を与えるにあたって、我々はNPTの普遍的な支持ならびに遵守の必要性を強調するとともに、安全の保証は不拡散義務への重大な違反を犯している国には適用されないということに留意したい。現在、英国及びその死活的利益に対し、化学・生物といった他の大量破壊兵器の能力を開発している国々からの直接的な脅威は存在しないが、もし将来的な脅威、状況の進展、それらの兵器の拡散が核兵器使用を避けられないものとするのであれば、そうした保証を見直す権利を我々は留保している。

対費用効果

3.8 2006年12月、前政権は「英国の核抑止力の将来」と題する白書(Cm6996)を発表した。2007年3月には、議会在現在のトライデントミサイル運搬手段を基盤とする最小限の核抑止力を維持することを承認した。前政権下では、2020年代後半に現在のバンガード級原潜が退役する際にそれらを代替するという計画に関して作業が始められた。本年5月の連立政権政策プログラムは次のように述べた。「我々は英国の核抑止力を維持し、トライデント更新の対費用効果を精査してゆくことで合意した。自由民主党は代替策に関する検証を継続する」。対費用効果についての検証は

完了している。

3.9 政府は、原潜を基礎とした抑止を今後も維持し、既存の原潜を更新する作業を開始する。よって我々は、以下に明記する経費節減策や変更を取り入れながら、トライデント更新ならびに原潜更新計画を進めることとする。本年末までに、最初の支出決定(Initial Gate)が承認され、計画の次の段階が始まるであろう。

3.10 本見直しは、原潜・弾頭更新計画ならびに関連インフラにかかる全体費用が、2006年相当額で2006年に予想された200億ポンドの費用積算内に収まるとの結論に達した。対費用効果を改善すべく、我々は以下を行う。

- 現存する弾頭の更新に関する決定を先送りする。
- 原潜のミサイル区画の更新費用を削減する。
- 現在のバンガード級原潜の艦齢を延長し、代替原潜の建造計画を見直す。
- その結果として、2016年頃に第二次支出決定(Main Gate)を行い、そこで詳細な購入計画、設計、原潜数を最終的に詰める。

● 原潜を建造、支援する能力の所要水準に見合うよう、効率を向上させ、最適化するために英国産業界と協力する。

信頼できる抑止のための最小限かつ必須の要件に関する再評価の結果、我々は以下を実施することとした。

- 各原潜に搭載する核弾頭数を48発から40発に削減する。
- 作戦可能な弾頭数を160発以下から120発以下に削減する。
- 英国の核兵器備蓄全体を180発以下に削減する。
- 各原潜に搭載する作戦用核ミサイルの数を削減する。

対費用効果の見直しにおいて指摘されたこれらの変更は、全体として32億ポンドの支出削減効果をもたらす。ここには、およそ12億ポンドの削減と、今後10年間における最大20億ポンドの支出延期が含まれる。我々は今後において、延期された支出の一部が究極的には実質的削減に変わることが期待している。これらの削減は、継続的海上抑止の維持を含む核抑止力の在り方や信頼性をいかなる意味においても変えるものではない。さらなる詳細を以下に記す。

規模

3.11 政府は、より小規模な核兵器能力をもって、効果的かつ信頼性あるレベルの抑止に関する最低限の要件を満たすことができる結論付けた。したがって我々は、原潜1隻に配備される核弾頭の最大数を48発から40発に削減する。これと備蓄管理の改良によって作戦可能な核弾頭数を160発以下から120発以下に削減する。さらには、バンガード級原潜に搭載する作戦用核ミサイルの数を8基以下に削減する。これらの変更は今後数年をかけて実施される。これによって我々は、2020年代半ば

までに、核弾頭備蓄全体を225発以下から180発以下に削減できる。

弾頭の更新

3.12 2006年以降、既存の備蓄核弾頭の最適寿命ならびに更新オプションの範囲を判断するための作業が進められてきた。1958年の「相互防衛目的のための核エネルギー利用に関する英米協力協定」(「相互防衛協定」)に基づき、我々は、トライデントD5の将来について合意し、少なくとも2030年代後半まで弾頭の更新は不必要との判断を下した。したがって今議会は弾頭更新に関する決定を求めない。これは今後10年間における5万ポンドの支出延期となる。また、我々は新型原潜の発射管のサイズに関して米国と合意に達している。これは、原潜のミサイル区画にかかる費用の最大2.5万ポンドの削減を可能にしている。

戦略原潜

3.13 我々は、現存するバンガード級原潜の艦齢延長の可能性について再検討した。その結果、十分な投資を行えば、2020年代後半か2030年代初頭までそれらを安全に運用できるとの結論に達した。これは、2028年に一隻目の新型原潜を完成させるとの目標をもって短期的に費用を削減しつつ、代替原潜の建設計画を決定する機会を我々に与える。今年後半、新たなクラスの原潜に関する詳細な設計作業が始まる。これは、継続的海上抑止の維持に4隻の原潜が必要か、あるいは3隻のみの艦隊で間に合うかを判断するために必要な情報を提供するものである。必要とされる原潜の数は、2016年頃の購入計画の支出決定時点において決定されるであろう。

3.14 我々はまた、次世代の原潜が現在のバンガード級における16基ではなく、8基の作戦用ミサイル発射管を有するものとなしうとの判断を下した。米国との協力の下、我々は現在、そうした能力を具備するミサイル区画の共通設計を進めている。

産業及びインフラ

3.15 支出に見合う価値に関する作業の一環として、我々は、抑止力を可能な限り効率的に維持するための支援を行う組織及びインフラについても検討を行った。我々は多くの分野において支出削減が可能であることを見出し、いくつかの例では支出最小化のために延期決定を行った。その結果、我々は今後10年以上にわたってインフラにかかる将来的な支出10億ポンドを延期し、削減の可能性を残すことについて合意した。

3.16 核防衛計画全体を通じて、民間との契約の改善及び効率化を促進すべく、我々は軍事サプライヤーとの緊密な協力を継続してゆく。この「原潜事業遂行プログラム」に基づき、今後10年間以上にわたって、少なくとも9万ポンドの実質的経費節減となることを我々は期待している。

(訳:ピースデポ)

核軍縮は国際関係を 根本的に変革する手段

—ロシア元首相ら 4人の元高官が提言

10月22日、モスクワを拠点に運営されている情報発信サイト「ロシア・インド・レポート」に、プーチン政権で首相(98年～99年)を勤めたエフゲニー・プリマコフを含む4人の閣僚経験者、科学者、元軍人の連名による提言「新たな軍縮計画を開始せよ」が掲載された。

提言は、新STARTの合意を賞賛しつつ、米ロ双方においてその前提に存在する「相互抑止という核戦略イデオロギー」を克服するための多くの課題がむしろ顕在化していると指摘する。4氏が課題として挙げるのは、紛争解決における外

交手段の活用の仕組みの形成やMD、通常兵器、戦略的非核兵器の軍縮、宇宙軍事化の規制などである。そして4氏は「核兵器のない世界」とは「現在の世界から核兵器を差し引いたもの」ではなく、「他の大量破壊兵器、通常兵器、また、新たな物理原則に基づいた先端的非核兵器及びシステムを使った戦争のない世界」とならなければならないと結論づけた。

さらに4氏は、核軍縮はそれ自体が目的ではなく「より文明的な原則」や「国際的な人間の在り方」を再構築するための「前提条件であり、手段」であると「提言」を結んでいる。

これらの主張は、市民社会、とりわけ軍縮NGOの主張に響きあうものである。シュルツらによる07年の提言に始まり、英国(08年)、イタリア(08年)、ドイツ(09年)そしてフランス(09年)へと伝播してきた「4人の元高官提言」の波が、ロシアにも、過去のどれによりもまして包括的・普遍的内容を持つものとして到達した。日本には、「元高官」は登場しないのだろうか？(編集部) ㊦

【資料】新たな軍縮計画を開始せよ

2010年10月22日

エフゲニー・プリマコフ
イーゴリ・イワノフ
エフゲニー・ベリホフ
ミハイル・モイセーエフ

2010年には、核軍縮・核不拡散の分野において、世界的な安全保障に肯定的な影響を与えるような重要な出来事が続いた。米ロ両国の大統領は、ブラハで新戦略兵器削減条約に署名した。もし両国の議会がこれを批准すれば、2つの核保有国の戦略関係はより安定し、透明性を伴った、予測可能なものとなる。ワシントンで開かれた核保安サミットでは、世界規模での核物質の安全強化に向けた決議が採択された。2010年の核不拡散条約(NPT)再検討会議は、同条約の強化に関する最終文書への署名をもって閉幕した。

これらの出来事が有益であることは疑いもない。しかしそれらは、相互抑止という核戦略イデオロギーに触れるものとはなっていない。新たな、グローバルで多極的な世界においては、大国及びその同盟国間に大規模な武力紛争が起こることを想定するのは難しい。そうしたなか、核抑止が主として前世紀的な脅威に対処しようとしていることは逆説的である。

また同時に、核抑止は21世紀の新たな脅威に対して有効ではない。そうした脅威には、大量破壊兵器ならびにその運搬手段の拡散、世界規模でのテロリズム、民族・宗教紛争、国境を越えた犯罪などが含まれる。核抑止が大量破壊兵器の拡散を招くこともありうる。

核抑止による国家間協力への否定的影響を回避するためには、最小限充分性の原則に基づく条約を通じた軍備レベルの低下が必要である。また、すべての国が平等に安全を確保するとともに、技術的欠陥、他国の意図に関する間違った解釈、政治指導部の政策決定における時間不足によって核による第一撃やミサイル発射が行われ

てしまう可能性を排除すべく、戦略的安定性を促進することも必要である。新STARTはこれらすべての要件を満たすが、なお多くの課題が残されている。

核軍縮の次の段階は二国間のみ限定されるべきではない。他の核保有国に対しても制限を加え、信頼を構築する措置が求められる。米国と異なり、ロシアはその地政学的位置から、すべての核保有国へのアクセスが可能であり、この点はさらなる軍縮に向けて考慮されなければならない。

核抑止の概念は、世界的な核軍縮への道程における克服困難な障壁となっている。米国、ロシア、その他の国においては、核軍縮の支持者ばかりではなく、反対論者も間違いなく存在する。その中には未だに冷戦期の固定概念を引きずっている人もいるが、多くは軍縮プロセスに関連した具体的かつ正当な懸念を表明している。そのような議論を簡単に無視することはできない。例えばロシア国内には、核能力がロシアの大国としての地位にとっての重要要素であるとする考えが広く存在している。

経済の近代化や生活水準、社会的・政治的権利・自由の向上、科学・文化の発展によってロシアの対外イメージは十分に確保されるであろうと我々は確信している。しかし、国際関係において「戦力投射」による威嚇が用いられる限り、ロシアは自国ならびに同盟国、そして正統な権益を守るべく核を含む十分な軍事力を保持しなければならない。

このように核軍縮は国際的な安全保障や安定性の向上とともに、国家間のさらなる信頼醸成を必要とするものである。オバマ政権は世界的な安全保障の課題について見直しを行い、世界的な安全保障規制及び制度の強化、紛争解決における外交手段の活用、ロシアとの対等なパートナーシップを重視した新たな多国間アプローチに舵を切った。これらの原則が米国及びその同盟国の外交政策に反映されることが重要である。

このことは対弾道ミサイル防衛、通常兵器、戦略的非核兵器、さらには宇宙軍事化計画に適用される。長期的視野にたつて、我々は「核兵器のない世界」とは現在の世界から核兵器を差し引いたものではないという結論に達した。他の原則や制度に基づいた国際システムが必要である。「核兵器のない世界」は、他の大量破壊兵器、通常兵器、また、新たな物理原則に基づいた先端的非核兵器及びシステムを使った戦争のない世界とならなければならない。これは大規模戦争に限ったことではなく、地域紛争についても同じである。今日、複数の小国は核兵器が通常兵器における大国の圧倒的優位に対抗する手段とみなしている。この考えが地域レベルでの核拡散を誘発し、核テロの脅威を増長している。このような脅威を取り除くために、大規模紛争及び地域的、国際的、領土的紛争の平和的解決に向けた信頼できるメカニズムを構築することが必要である。

核軍縮には国際システム全体の徹底的な点検が必要である。このことはグローバル経済や金融、エネルギー供給、環境、気候、人口、伝染病、国境を超えた犯罪、そして宗教的・民族的過激主義といった21世紀における他の主要問題の解決にもつながるだろう。それゆえ核軍縮はそれ自体が目的ではなく、より文明的な原則や新しい世紀の要請に応える、国際的な人間の在り方を再構築するための一つの重要分野であり、前提条件であり、手段であると言える。

エフゲニー・プリマコフはロシアの元首相、外相
イーゴリ・イワノフは元外相
エフゲニー・ベリホフはロシア・クルチャトフ研究所総裁
ミハイル・モイセーエフは元軍参謀総長

(訳:小野まい子、山下慶介、ピースデポ)

出典:http://indrus.in/articles/2010/10/22/start_a_new_disarmament_plan04815.html

【寄稿】 武器貿易条約(Arms Trade Treaty)国連プロセス

経緯と課題

夏木 碧

オックスファム・ジャパン ポリシー・オフィサー

武器貿易条約(Arms Trade Treaty:ATT)については、2012年に国連会議が開催されることになっており、これに向けた国連準備委員会での議論が行われている。本稿は、通常兵器の国際移転規制の歴史やATTに関するこれまでの経緯を概観し、条約交渉上の論点や課題を述べる。なお、「通常兵器」や、その一部の「小型武器」については、以下で紹介する文書の全てにおいて同一の定義が採用されているわけではないことに留意されたい。

通常兵器の国際移転規制の歴史

近代主権国家システム形成後の国際的合意で、今日の移転規制の雛形と言われるのは、「アフリカ奴隷貿易に関するブリュッセル会議」で署名された、所謂「ブリュッセル条約」(1890年)¹である。この条約は、アフリカの特定地域への銃器や弾薬の移転を原則禁止し、刻印、武器の移転先での貯蔵や個人所有等を規制する文言を含んでいた。

第一次大戦後、対象仕向地を拡大したうえで類似の規制を行う条約が提案されたが、そうした試みは失敗が続いた。失敗要因の一つとしては、小国や武器を製造していない国々が、国家主権と国家安全保障を侵害し、軍備を整える能力を削ぐものと捉えたことが挙げられる。第二次大戦後は、通常兵器移転規制は冷戦の文脈で行われた。そのため、東西間の移転は規制されたが、他方で、東西双方とも、勢力範囲の維持・拡大のために非同盟諸国への移転を行った。非同盟諸国側も、「持たざる国」の軍備を整える能力を削ぎ、国家主権と国家安全保障を侵害するとして、移転を規制することに反対する傾向があった。

冷戦終結以降、欧米諸国を中心とする国家や、国連機関、NGO、研究者らが、通常兵器の移転を問題視するようになり、地域機構や国連等の場での議論が活発化した。背景としては、まず、兵器製造国数の増加や、旧ソ連・東欧諸国からの余剰兵器等の移転、技術のスピンオフからスピンオンへの変化、軍事・汎用技術開発の国際化、グローバリゼーションの進展やインターネットの普及により、移転ルートが多様化・複雑化したことが挙げられる。次に、湾岸戦争時のイラク軍兵器の多くが欧米諸国から移転されていた問題が欧米諸国で問題になったことや、冷戦後の主に「南」での紛争を助長するとして通常兵器移転が問題視されたこと、1990年代半ば以降に「開発」や「人間の安全保障」という視点からも、兵器移転による(主に「南」での)悪影響が論じられるようになったことなどが指摘できる。こうしたことから、欧米諸国等の国々やその他アクターは、共産圏諸国封じ込めを目的に構築された対共産圏輸出統制委員会(COCOM)を中心とした冷戦型レジームの限界や、不確定な脅威を想定した軍事・汎用物資・技術の移転規制の必要性を認識するようになった。

また、1990年代以降の通常兵器分野の議論では、移転規制以外にも様々な規制に関する議論が進展し、例えばブローカー取引や兵器の刻印や追跡等に関する国家間の合意形成が進み、各国における治安部門改革(SSR)、兵士の武装解除・動員解除・社会復帰(DDR)、「一般市民」に向けての啓

発活動等が行われた。こうした議論や取り組みでは、対地雷等の「非人道兵器」とみなされた兵器とは異なり、禁止ではなく「より良い規制」が目指される。つまり、国家の自衛権と、それに伴う通常兵器の配備を認めた上で、開発・製造から取引・管理・使用等を含む各局面における規制のありかたが議論されるのである。

1990年代の通常兵器の国際移転規制

1990年代以降の移転規制の議論では、特定の国や地域への移転の明示的禁止ではなく、紛争を助長したり、国際人権法や国際人道法の重大な侵害につながったりする可能性のある場合は移転を控える、といったケース・バイ・ケースの移転許可基準を設ける必要性が論じられた。初期の具体的な合意文書を挙げれば、OSCEの「通常兵器の移転に関する原則」(1993年)²や「小型武器と軽兵器に関する文書」(2000年)³、EUの「兵器輸出に関する行動規範」(1998年)⁴、国連安保理常任理事国五カ国の「通常兵器移転ガイドライン」(1991年)⁵、国連軍縮委員会の「国際武器移転に関するガイドライン」(1996年)⁶、ワッセナー・アレンジメントの「小型武器及び軽兵器の輸出に関するベスト・プラクティス・ガイドライン」(2002年)⁷に移転許可基準が含まれた。

初期の文書は主に「北」の国々による合意だったが、2000年代に入ると、「南」の国々を含めた「グローバル」な移転規制文書を形成する動きが強まった。イギリス政府が2003年に開始したトランスファー・コントロール・イニシアティブ(TCI)は、地域の枠を超えた小型武器移転許可基準の形成を目指した。各地域での会議を経て、2006年4月のナイロビ会議で、会議参加国が移転許可基準に関する文書に合意した。イギリスの大学とNGOが主導したコンサルティティブ・グループ・プロセス(CGP:2003-2005年)でも、「グローバル」な小型武器移転許可基準について議論した。そして、2003年以降、オックスファムと、アムネスティ・インターナショナル、国際小型武器行動ネットワーク(IANSA)による「コントロール・アームズ」キャンペーンが、ATTの締結を主な目的の一つに掲げて活動してきた。

ATTの構想は、1990年代半ばに、コスタリカのリアス前大統領がノーベル平和賞受賞者らに武器貿易規制についての活動を呼びかけたのが始まりとされる。この活動に加わったNGOやイギリスの国際法学者らは、「国際武器移転に関する枠組み条約案」を作成し、これに修正を加えたものが、「コントロール・アームズ」キャンペーンによってATTとして提唱された。2005年前後からATT形成を支持する国々

が増加し、2005年のG8サミットで議論されたり、地域会合が開催されたり、国連の報告書等で言及されたりするようになった。NGOなどは、国際人権法や国際人道法の重大な侵害やジェノサイド等につながる可能性がある場合は兵器を移転しない、地域の安定や持続可能な開発に悪影響を与える可能性等を移転許可の際に考慮する、といった様々な移転許可基準をATTに盛り込むことを求めている。

TCIやCGPが小型武器を対象を絞ったのに対し、ATTは小型武器を含む通常兵器全般の移転規制文書として提案された。そして、これら3つのイニシアティブにおける議論は、主導した国家やNGO、研究者なども重複しており、相互に影響しつつ展開した。CGPの議論は2005年で終了し、TCIも2007年以降の動きは見られない。「グローバル」な移転規制文書を形成する試みは、事実上はATTに関する2006年以降の国連プロセスに収斂したと言える。

ATTに関する国連プロセス

2006年国連総会でATTに関する国連総会決議が採択された(A/RES/61/89)。決議に基づき、ATTの実現可能性、適用範囲、構成要素案を議論すべく、2007年に国連事務総長のコンサルテーションが行われ(約100カ国が見解書提出)、2008年に政府専門家グループ(GGE)が設置され、議論を通じて報告書(A/63/334)がコンセンサスで合意された。

2008年国連総会では、ATTに関する新たな決議が採択された(A/RES/63/240)。決議に基づき設置された国連作業部会(OEWG)は、2009年から6回の会合を開催し、ATTに関して議論することになった。2009年に2回の会合が開催され、報告書(A/AC.277/2009/1)がコンセンサスで合意された。報告書には、通常兵器の貿易や非合法市場への流出に関する問題に取り組む必要性を認識し、そのために国際的な行動が必要であることを支持する旨が明記された。このことは、何らかの「国際的な行動の必要性」について国連加盟諸国が初めてコンセンサスで合意したことを意味した。直後の2009年国連総会で、さらなる決議案が提出され、採択された(A/RES/64/48)。この決議により、2012年にATT交渉のための国連会議を開催し、残る2年間のOEWG会合を準備委員会に変更することになった。既に2010年7月に準備委員会が開催され、2011年の2回の準備委員会、2012年の手続き的事項に関する準備委員会の後、4週間の国連会議が開催される予定である。なお、2009年国連総会中にアメリカ合衆国がATT形成支持を初めて表明したが、2012年の国連会議をコンセンサス方式で行うという条件を付した。最終的には、イギリス等の決議提案国がこの条件をのみ、2012年の国連会議をコンセンサス方式で行う旨が2009年決議に盛り込まれた。

条約交渉における論点や課題

2010年7月の準備委員会では、議長が作成した条約骨子状のインフォーマル文書に沿って議論を行い、各国が意見を述べた。例えばATTの適用範囲についても、国連軍備登録制度が扱う重兵器等に絞るのか、小型武器・軽兵器、部品、弾薬、爆発物、汎用品を含めるのか、技術はどう扱うのか、「移転」とは輸出だけでなく輸入、贈与、積替、通過等を含むのか、各用語の定義や記述方法はどうか、等の様々な論点がある。移転許可基準についても、国際人権法や国際人道法の重大な侵害に使われる可能性、持続可能な開発を妨げる

可能性、「テロリスト」の手に渡る可能性など、様々な提案について議論している。また、それらの可能性がある場合は移転を許可しない、といった文言にすべきか、移転許可にあたりそれらの可能性について考慮する、といった文言にすべきか、という論点もある。さらに、移転許可基準に基づく判断を、誰がどのように「客観的」に行うのか、そもそも「客観的」判断は可能なのか、各国で判断が異なる場合や、他国の判断に異論がある場合等はどうか、といった問題群もある。国際協力・支援等の項目や、報告やモニタリング制度、事務局を設けるか否かといった問題群についても、議論を行っている。

これらを含む様々な項目の詳細については、ATT形成を支持する国々にも意見に相違がある。また、中東や南アジアの多くの国々や中国、ロシア等は一連の国連決議の際に棄権している。そうした国々は、ATTについて、上述のような移転許可基準に基づく判断を「客観的」に行うことが可能なのか、兵器の配備や取得、輸出という国家安全保障に関する事項が欧米諸国を中心とした「国際社会」の監視の対象となる状況や、国家の自衛権が侵害される状況に繋がるのではないかと、といった懸念を持つ傾向もみられる。

こうした懸念は根拠のないものではない。歴史を振り返れば、冒頭のブリュッセル条約は、列強が植民地化を進めたアフリカで、現地人に武器が渡らないようにすべく合意され、一部地域では列強の進出を可能にした。旧植民地諸国の独立後、移転規制に関する合意形成が困難となった背景には、新興諸国に対して規制が差別的に機能する可能性への懸念もあった。ATTも、その内容如何では、国家の自衛権の侵害につながったり、武力紛争の交戦集団のうちの一部を利したりする可能性もはらむものであり、今後の交渉でも重要な論点の一つになるだろう。

2012年の手続き的事項に関する準備委員会を除けば、残るは2回の準備委員会(各5日間)と、2012年の国連会議のみであり、しかも最後の国連会議はコンセンサス方式で行われる。そのなかで、ATT支持国やNGO等は、上述のものを含む非常に多くの項目について合意することを目指している。2012年の国連会議で、中東・南アジア諸国や中国、ロシア等も合意するような条約を追求した場合、NGOが求めるような内容のATTの形成は不可能であろう。あるいは、NGOが求めるような内容のATTを、コンセンサスでの合意が必要とされない場で形成しようとする場合は、条約加盟国は、欧州など、NGOのATT案に類似する地域的合意が既に存在する地域に集中し、その後の「条約の普遍化」は容易ではなく、結局は現在の状況から大きく変わらない事態に陥ることも想定しうる。国連でのATT交渉や、その後の道程には、多くの困難が予想される。㊦

注記)本稿の見解は筆者個人に属し、必ずしも所属組織の公式見解を示すものではありません。

注

- 1 www.austlii.edu.au/au/other/dfat/treaties/1920/17.html
- 2 www.osce.org/documents/fsc/1993/11/4269_en.pdf
- 3 www.osce.org/documents/fsc/2000/11/1873_en.pdf
- 4 www.consilium.europa.eu/uedocs/cmsUpload/08675r2en8.pdf
- 5 www.un.org/disarmament/convarms/ATTPrepCom/Background%20documents/1991%20CD1113%20-%20P5%20guidelines%20-%20E.pdf
- 6 <http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N96/127/60/PDF/N9612760.pdf?OpenElement>
- 7 www.wassenaar.org/docs/best_practice_salw.htm

核兵器国をどう説得するか

「核兵器条約」(NWC)はしばしば核兵器禁止条約とも呼ばれている。この名称が広く認知されるようになったのは、ここ数年来のことである。殊に潘基文国連事務総長が、08年10月のシンポジウムで述べた核軍縮のための5項目提案の1つとして、確かな検証システムに裏打ちされた核兵器条約などの交渉を検討するよう強調したことが、各国の関心を高めるのに役立った。今年5月のNPT再検討会議でもこの点を取り上げられ、事務総長の提案に留意する旨、合意されたことは1つの成果とみなされている。

条約の交渉を求める決議はすでに96年の国連総会以後、昨年まで例年提案されており(いわゆるマレーシア決議)、常に100か国以上の賛成票を得ていた。その点に注目したわれわれは、2000年11月にNGOと長崎県・市との共催で開かれた第1回「核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ」(国際NGO会議)において逸早く核兵器条約を分科会として取り上げ、更に今年2月の第4回集会でもふたたび分科会で論じ合ったのである。振り返って見ると第1回の当時、ほとんどの市民はもちろん、多くのメディアの人たちも条約について知る者はいなかった。「核兵器禁止条約っていったい何ですか」としきりに質問されたことをよく覚えている。それが今年の第4回集会となると、内容をもっと深く知りたいという市民が急増していた。NPTに加えてこの条約が正式に採択されれば、悲願の核兵器廃絶に大きく近付くことが認識されたからに他ならない。

ところで国連総会における前記決議への核兵器国の対応は、唯一賛成の中国を除いて他の4か国は常に反対票を投じている。その理由は必ずしも公式に明らかではないが、筆者は自分なりに次の3点ではないかと推論している。第1点は核兵器を保有することを国家のステータスとして位置付け、外交を有利に進められる特権を失いたくないこと。第2点は提案国がかつ

て核兵器国と厳しく対立した非同盟諸国が中心であり、それに対する核兵器国(中国を除く)の反感が今なお存在していること。第3点は核兵器条約が、条約締約国に、占有または管理しているすべての核兵器、核物質、核施設および核兵器運搬手段ならびにその所在地を申告することを求める可能性が大きいことが、核兵器国の国防方針と相容れないのではないかとと思われることである。

上記の第1点と第2点は、表に出して堂々といえるような理由にはならないので、もっぱら第3点を正当な理由付けとする可能性が高いのではないか。つまり安全保障上、核兵器のように高度の政治的判断に結び付いた事項は、国家の機密として伏せて置く必要性が認められるべきだ、という論理である。確かに従来は核兵器国のみでなく、核保有疑惑国も含めて、一部の例外を除けば公式に核兵器やその運搬手段の種類別数量を公表したことはない。また地下施設を含めて核の配備・貯蔵を行っている所在地の公表も全くなされていない。

こう考えてくると、核兵器条約に合意させるためにどう核兵器国を説得すべきか、との難問について、条約推進国は今からその対策を練って置かなくてはならない。1つの突破口となるのは核兵器国として同じ利害を持ちながら、他の4か国に先駆けて賛成し続けてきた中国の例が指摘されよう。この点を梃子(てこ)として有効な方策の打ち出されることに期待したい。いずれにしてもNPTに非加盟のインド、パキスタン、NPT加盟ながら核兵器開発への疑念をもたれているイラン、NPT脱退を宣言して核開発を続けようとする北朝鮮—これらを国際的な法的規制下に組み込めるのは、4か国とも推進に賛成票を投じているこの核兵器条約が唯一のものであることを決して忘れてはならないのだ。



特別連載エッセー●51

つちやま ひでお
1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学
長。過去4回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの前実行委員長。

被爆地の一角から

土山秀夫
(題字も)

日誌

2010.11.21~12.5

作成：塚田晋一郎、阿部恵美子、宮野史康

CWC=化学兵器禁止条約/IAEA=国際原子力機関
MD=ミサイル防衛/NATO=北大西洋条約機構
NLL=北方限界線/OSCE=欧州安全保障協力機構
START=戦略兵器削減条約/VOA=ボイス・オブ・アメリカ

- 11月22日 韓国の金泰栄国防相、北朝鮮ウラン濃縮に関連し、米戦術核の韓国再配備を「検討する用意がある」と述べる。
- 11月22日 韓国軍、「護国訓練」を韓国全土で開始(～30日)。
- 11月22日 カザフスタンのムハメジャノフ下院議長、広島市内で「核保有国が(核を放棄した)カザフに続くよう呼び掛けていく」と講演。
- 11月22日 前原外相、外務省でボズワース米北朝鮮政策特別代表と会談。北朝鮮ウラン濃縮計画の対応について協議。
- 11月23日 ボズワース米北朝鮮政策特別代表、北朝鮮ウラン濃縮計画進展中は6者協議の再開はないとの考えを明らかに。
- 11月23日付 米オバマ政権、核兵器の維持と近代化のため、今後10年間の核関連予算に41億ドルを増額する計画をまとめる。
- 11月23日 米海外放送VOA(電子版)、複数の北朝鮮高官が、北朝鮮は核弾頭を保有していると述べたと報じる。
- 11月23日 北朝鮮、延坪島(NLLを挟んだ韓国側)を砲撃。韓国の民間人2人、軍人2人が死亡。
- 11月24日 北沢防衛相、北朝鮮のウラン濃縮は「極めて憂慮すべき事態だ。北朝鮮の核兵器計画がかなり進んでいる可能性は排除できない」と述べる。
- 11月26日 ジュベ仏国防相、NATO首脳会議で「今はフランスがガードを下げる時期ではない」と述べ、核戦力維持を表明。
- 11月26日 参衆両本会議で「北朝鮮による韓国・延坪島砲撃に関する決議」を全会一致で採択。
- 11月28日～12月1日 米韓、朝鮮半島西側の黄海で合同軍事演習。米空母ジョージ・ワシントンも参加。
- 11月28日 ウェブサイト「ウィキリークス」、米外交公電25万点の公開を開始。
- 11月29日 CWC締約国会議、ハーグで開幕

(～12月3日)。

- 11月29日 李韓国大統領、国民に向けテレビ演説。「現時点で北朝鮮に核兵器放棄を期待することは難しい」と述べる。
- 11月29日 外務省、69年に日本が旧西独と核保有の可能性を議論したことを事実上認める調査報告書と外交文書を公表。
- 11月29日 外務省、69年に「当面核兵器は保有しない政策をとるが、核兵器製造の経済的・技術的ポテンシャルは常に保持する」との内部文書を作成したことを公表。
- 11月29日 民主党の外交・安全保障調査会、新防衛大綱に関する提言に、武器輸出三原則の見直しなどを盛り込む。
- 11月30日 北朝鮮「労働新聞」、国内のウラン濃縮施設で数千基の遠心分離器を稼働させているとする社説を掲載。
- 12月1日 バウエル元米商務長官、オバマ大統領と会談、新START支持を表明。
- 12月2日 プーチン・ロ首脳、欧州とロシアのMD統合が実現しない場合、新たなミサイル・核を配備すると述べる。
- 12月2日 OSCE首脳会議、カザフスタン・アスタナで宣言を採択し、閉幕(1日～)。「行動計画」を承認できず。
- 12月3日 イランで採掘されたウラン精鉱(イエローケーキ)数十トンの所在をIAEAが把握していないことが判明(毎日)。
- 12月3日 IAEA理事会、国際枠組みで低濃縮ウランを管理、供給する「核燃料バンク」の設立決議を賛成多数で採択。
- 12月3日 日米共同統合演習、日本各地・近海で開始(～10日)。米空母ジョージ・ワシントンも参加。韓国軍が初のオブザーバー参加。
- 12月4日 日米政府が「同盟の深化」に関し、「共通戦略目標」の改訂に着手することが判明。
- 12月5日 イランのサレヒ原子力庁長官、イエローケーキを、イスファハンのウラン転換施設に搬入したと表明。
- 11月21日 新防衛大綱に明記される自衛隊定員増員に伴い、南西諸島配備が4千人と倍増されることが判明。
- 11月24日 北朝鮮の延坪島砲撃を受け、嘉手納基地から偵察機などが発着。
- 11月26日 名護市、統合久志小学校の用地買収などの1億2590万円を、沖縄防衛局が支給を保留している米軍再編交付金から、一般財源に組み替える方針を固める。
- 11月26日 外務省公開文書により、67年にマクナマラ米国防長官が、松岡琉球政府主席に対

沖縄

●ピースデポ総会イベント●
**「非核兵器地帯への視座から
 北東アジア情勢を考える」**(仮)
 2011年2月26日(土)
 午後1時半～4時半
 日本青年館・501号室
 ※翌27日には総会を開催します。
 どなたでも参加できます。

- し、「沖縄の基地は沖縄人や日本が考えているほど重要ではない」と述べていたことが判明。
- 11月27日 防衛省、普天間代替施設へのオスプレイ配備の場合、追加の環境影響評価(アセスメント)を行う考えを示す。
- 11月28日 県知事選、仲井真氏が再選。当選後の会見で、普天間県内移設はないと確認。
- 11月28日 宜野湾市長選、「伊波市政の継承」を訴えた安里猛氏が当選。
- 11月30日 名護市、普天間辺野古移設を前提に沖縄防衛局が実施してきた、「現況調査」の10年度実施の申請4件を拒否。
- 12月1日 那覇地裁で、高江ヘリパッド訴訟の第5回口頭弁論。裁判長、訴訟の根本的な問題として「北部訓練場の返還がある」と指摘し、住民と国に対話を勧める異例の提案。
- 12月2日 仲井真知事、菅首相らと官邸で会談。普天間基地県外移設と日米共同声明の見直しを口頭で求める。首相、日米合意実行の姿勢。
- 12月2日 米軍、日米統合演習に備え、嘉手納配備のPAC3を、国道58号線で普天間飛行場とキャンプ・コートニーへ移動。
- 12月3日 安里宜野湾市長、PAC3演習に抗議、即時中止を求める文書を日米関係機関へ送る。
- 12月3日 キャンプ・ハンセンで、射撃場のない第1ゲート付近で激しい射撃音が発生。
- 12月3日 県、米軍基地返還跡地への夢を描く絵画コンクールの開催を発表。県内の小中学生が対象。県としては初めて。

今号の略語

- ATT=武器貿易条約
- COCOM=対共産圏輸出統制委員会
- DDR=武装解除・動員解除・社会復帰
- IANSA=国際小型武器行動ネットワーク
- NATO=北大西洋条約機構
- NPT=核不拡散条約
- NWC=核兵器禁止条約
- OSCE=欧州安全保障協力機構
- SDR=(英)戦略的国防見直し
- SSR=治安部門改革

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jpに

メールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo!グループのMLに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>、塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、中村桂子<nakamura@peacedepot.org>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号(6桁)：会員の方に付いています。
- 「(定)」：会員以外の定期購読者の方。
- 「今号で誌代切れ、継続願います。」：誌代切れ、継続願います。
- 「入会または定期購読の更新をお願いします。」：入会または定期購読の更新をお願いします。
- メッセージなし：贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、阿部恵美子、岡本高明、小野まい子、津留佐和子、中村和子、夏木碧、野村彩夏、宮野史康、山下慶久、吉田遼、土山秀夫、梅林宏道